

硫黄山噴火に伴う噴出物由来沈殿物等の不溶化処理後の埋設地・埋設方法の検討及び避難施設の設置検討業務仕様書

1 目的

砒素等の重金属を含む、又は含む可能性のある、硫黄山の噴火に伴って発生した噴出物由来の沈殿物（からくに荘跡地沈殿池内の沈殿物、えびの高原河川沈殿堰しゅんせつ物及び尾八重野沈殿堰しゅんせつ物を指す。以下、単に「沈殿物等」という。）について、重金属不溶化処理後の埋設地及び埋設方法の検討を行う。

また、硫黄山が再度噴火したときに備え、からくに荘跡地の仮設水質改善施設付近に設置が必要との専門家の意見のあった避難施設の設置に関する調査を行う。

2 業務の構成及び内容

以下に掲げる内容を委託業務とする。

なお、委託業務の遂行上、専門家の知見を必要と判断した事項については、あらかじめ当該専門家の意見を聴取することを妨げない。

(1) 不溶化処理した沈殿物等の埋設候補地及び埋設方法（盛土構造物を含む。）の検討

- ① えびの高原及びその周辺での沈殿物の埋設候補地の選定に必要な、関連する既存資料の収集（地形図、林班図、国立公園区域図、その他埋設候補地の選定に必要な資料・図面等）及びそれらの整理
- ② 各しゅんせつ場所ごとの沈殿物等の力学的性状調査及びそれぞれ埋設に必要な力学的性状を確保するための前処理方法（力学的数値が不足する場合、埋設処理の方法に応じた当該力学的数値を達成可能な処理方法の提案を含む。）。
- ③ ①の既存資料、現地調査結果、その他専門的知見に基づく埋設候補地案の選定（盛土構造物方式が適切と考えられる候補地は必須とし、2箇所以上選定すること。）及びその候補地ごとに最適と判断した埋設方法（盛土構造物方式は必須とする。）の案並びにその選定理由（えびの高原及びその周辺が国立公園区域内であることにかんがみ、周辺環境に配慮したものとする。）
- ④ 埋設地及びその下流側周縁部での地下水質モニタリングの要否の調査
- ⑤ 1月までに①から④までを内容とする報告書案の作成（⑥の専門家委員会で使用予定。作成部数は6部。）
- ⑥ 専門家の意見を踏まえた最終の報告書の作成（県が令和3年2月に開催する専門家委員会において、各専門家から出された意見を反映したものとする。）

(2) 避難施設の規模及び設置場所候補地等選定調査

- ① 硫黄山が再び噴火した際の、現行の水質改善実証試験施設を利用した水質改善施設の維持管理、本格的な水質改善施設の施工、当該水質改善施設の維持管理等の作業に従事する者の安全を確保するための避難施設の設置（※）に関する調査

※ 設置に適した規模、構造、周辺景観に適した形状・外観を踏まえたものとする

こと（えびの高原及びその周辺が国立公園区域内であることにかんがみ、周辺環境に配慮したものとする。こと。）。

- ② 報告書の作成（設置場所の適地候補の選定及びその選定した理由を具体的に記載すること。）

3 成果品等

成果品として、成果報告書（2の（1）の⑥及び（2）に掲げる報告書をいう。）を提出すること。

4 業務処理計画書

受託者は、契約締結後、作業工程を記載した業務処理計画書を速やかに甲に提出すること。

5 委託期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

6 委託料

4,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

7 留意事項

- （1）業務内容に記載のない軽微な事項や本委託業務の性質上又は技術的に必要な事項については、甲の指示により実施するものとする。
- （2）えびの高原内の沈殿物保管場所、沈殿池等の調査対象地は、噴火活動が継続している硫黄山近辺であることから、事業実施に際しては、ヘルメットの装着、携帯電話等通信手段の確保など、安全対策に万全を期すとともに、地震など異常を感じた際は速やかに退避すること。また、甲、えびの市又は鹿児島地方気象台から指示があった際はこれに従うこと。
- （3）調査対象地が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条に基づく警戒区域内（立入規制区域内）となったときは、当該地の立入に際してえびの市の許可を要することから、甲の指示に従い対応すること。
- （4）契約締結後、この仕様書に定めのない事項については、甲乙が協議して決定する。